

青森県報

第八百八十九号

令和七年
三月十七日
(月曜日)

目次

規則

○青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……一

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(福祉課) ……一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……一
○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
○右 同……………(同) ……三

収用委員会

○収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……三

規則

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第七号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、青森県に居住し、かつ」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

青森県告示第四百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
おひさま在宅クリニック八戸	八戸市南類家二丁目一六の一五アーバンパレスD	令和六・三・三〇
ひまわり薬局のわき店	青森市堤町一丁目一〇の一	七・一・三

青森県告示第四百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
おひさま在宅クリニック八戸	八戸市南類家二丁目一六の一五アーバンパレスD	令和七・三・一

青森県告示第百四十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和七年一月十日、同年二月七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ブル中印ブロイラー肥育後期用配合飼料 中部仕上マッシュ	7. 1	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ブル中印ブロイラー肥育前期用配合飼料 プレター	6. 12	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ブル中印ブロイラー肥育後期用配合飼料 EX P	6. 12	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチプロ印中雛用配合飼料 日和中雛	7. 2	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチプロ印肉豚肥育用配合飼料 クリーンソノ肉豚 CR	7. 2	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチプロ印種豚飼育用配合飼料 ニチプロインク授乳	7. 2	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無

青森県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和七年三月七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 施行者の名称
六戸町

二 都市計画事業の種類

六戸都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和六十二年八月二十二日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十一年三月二十七日青森県告示第二百九号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十一年三月二十七日青森県告示第二百九号）の事業地より、六戸町大字大落瀬字柴山の事業地を変更する。

青森県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和七年三月七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

鱈ヶ沢町

二 都市計画事業の種類

鱈ヶ沢都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十一年三月二十二日青森県告示第二百十六号）の事業地に、鱈ヶ沢町大字舞戸町字上富田及び字下富田を加え、同事業地のうち、同町大字舞戸町字蒲生地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十一年三月二十二日青森県告示第二百十六号）の事業地に、鱈ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷を加え、同事業地のうち、同町大字米町字米町、大字本町字本町、大字舞戸町字蒲生、字下富田、字西秃、字西松島、字久富及び字鷲見地内において事業地を変更する。

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和七年三月十七日

青森県収用委員会会長 猪 原 健

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

青森都市計画道路事業3・5・4号堤町通り浜田線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表2のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和七年二月二十六日

別表1

収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	実測	収用しようとする明渡しを求めた土地の面積 (㎡)
		公簿	現況			

青森県青森市 奥野三丁目	252番2	宅地	宅地	391.67	391.67	62.92
-----------------	-------	----	----	--------	--------	-------

別表2

青森県青森市奥野三丁目地内

地番	土地所有者		氏名	住所	権利等の種類及びその設定年月日等
	氏名	住所			
252番2	(七)山上彦四郎 の法定相続人		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		
	法定持分8分の1 山上昭子 (アキコ アライケイ)	不明ただし、居所 アメリカ合衆国フロ リダ州アポロビーチ 市イヌラベィ通り452 番地	垣内利子	青森県青森市 奥野3丁目11 番25号	使用借権 昭和47年 9月21日
	法定持分8分の1 垣内利子	青森県青森市奥野3丁 目11番25号			
	法定持分8分の1 山上司美 (ジュームス アトキンス)	不明ただし、居所 アメリカ合衆国フロ リダ州ヌチュアート 市ウエッヅジャット通 り南西9423番地	新井要子	東京都豊島区 東池袋4丁目 37番3号	使用借権 平成16年 7月
	法定持分8分の1 新井要子	東京都豊島区東池袋4 丁目37番3号			
	法定持分8分の1 山上陽四郎	青森県青森市奥野3丁 目11番25号	山上陽四郎	青森県青森市 奥野3丁目11 番25号	使用借権 昭和47年 9月21日
	法定持分8分の1 伊藤順子	青森県青森市幸畑2丁 目14番15号			
	法定持分8分の1 中谷法子	広島県広島市安佐南 区上安五丁目9番27 号			
	法定持分8分の1 山上達四郎	青森県青森市大字幸 畑字松元61番地6			

(発行所・発行人)
青森市長島三丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十
銭